

規定及び評価実施要項等の整備について（案）

【趣旨】

- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 27 号）の施行に伴い、独立行政法人大学評価・学位授与機構が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「新機構」という。）に改組されるとともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターは解散し、新機構がその主な業務を承継した。
このことを受け、新機構の体制等の整備に伴い、本委員会の規定等に所要の改正等を行う。
- 国立大学法人法（平成 25 年法律 112 号）における教育研究評価の根拠規定が改正されたことに伴い、本委員会の規定等に所要の改正等を行う。

【改正等の概要】

- 本委員会の規定及び評価実施要項等について、①②③の改正・改訂を平成 28 年 4 月 1 日付で施行することとしたい。
 - ① 「大学評価・学位授与機構」から、「大学改革支援・学位授与機構」に改める。
 - ② 細則等の名称を、「内規」「要項」「申合せ」に改める。
 - ③ 教育研究評価の根拠規定を、「国立大学法人法第 35 条により準用される独立行政法人通則法第 34 条第 1 項」から「国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項」及び「国立大学法人法第 34 条第 2 項」から「国立大学法人法第 31 条の 3 第 1 項」に改める。

【対象規定等】

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規
【旧名称：独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則】
- 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ設置要項
【旧名称：ワーキンググループの設置について】
- 国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会設置要項
【旧名称：専門委員選考委員会の設置について】
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規
第 9 条に規定する自己の関係する大学等の範囲について（申合せ）
【旧名称：独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則第 9 条に規定する自己の関係する大学等の範囲について】
- 国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（申合せ）
【旧名称：独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について】
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の会議の公開について（申合せ）
【旧名称：独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の会議の公開について】

【対象となる評価実施要項等】

- 評価実施要項
- 実績報告書作成要領
- 評価作業マニュアル
- 第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A

【改定後の規定等】

別紙のとおり。

【施行日】

平成28年4月1日

【参考】

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（抄）
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における規則等の基準に関する規則

独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則運
営内規（案）

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成 年 月 日

（総則）

第 1 条 独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則に定めるもののほか、同規則第 6 条の規定に基づき、この細則運営内規に定めるところによる。

第 2 条 ~~国立大学法人法第 35 条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第 34 条第 2 項第 3 1 条の 3 第 1 項~~の規定に基づき、国立大学法人評価委員会からの要請により行う教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況及び国立大学法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況の調査を行う。

（達成状況判定会議）

第 3 条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

- 2 当該会議は、別表第 1 のグループ及びチームにより構成する。
- 3 当該グループ及びチームに属すべき独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成 16 年規則第 1 号）第 ~~15~~ 17 条第 3 項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第 4 項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 4 当該グループにグループリーダー、サブリーダーを、チームに主査を置き、当該グループ及びチーム会議に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 グループリーダーは、当該グループの事務を掌理する。
- 6 サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 主査は、当該チームの事務を掌理する。

（現況分析部会）

第 4 条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

- 2 当該部会は、別表第 2 の学系部会により構成する。
- 3 当該学系部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 4 当該学系部会に部会長、副部会長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該学系部会の事務を掌理する。

- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(研究業績水準判定組織)

第5条 委員会は、前条第1項の現況の調査に当たって、評価対象学部・研究科等の研究業績を分析するため、現況分析部会に研究業績水準判定組織を置く。

- 2 当該組織に別表第3の専門部会を編成する。
3 当該専門部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。

(運営小委員会)

第6条 第3条に規定するグループ及びチーム相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第7条 委員会は、評価対象大学等からの意見の申し立てを審議するため、意見申立審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
4 会長は、審査会の事務を掌理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第8条 グループは、グループリーダーが招集し、議長となる。

- 2 グループは、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 グループの議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前各項の規定は、チーム、学系部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「グループ」とあるのは「チーム」、「学系部会」、「運営小委員会」又は「審査会」と、「グループリーダー」とあるのは、「チーム主査」、「部会長」、「主査」又は「会長」と読み替えるものとする。また、学系部会においては、「委員及び専門委員」とあるのは、「部会長及び副部会長」に読み替えるものとする。

第9条 委員及び専門委員は、「委員会」、「達成状況判定会議」、「現況分析部会(研究業績水準判定組織を除く)」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学等に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

2 「達成状況判定会議」、「現況分析部会」、「運営小委員会」及び「審査会」に係る会議は、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等を行うため、原則として会議資料を含め非公開とする。

(雑則)

第11条 この~~細則~~**内規**に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

グループ及びチームの名称	
第1グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第2グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第3グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第4グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第5グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第6グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第7グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第8グループ	第1チーム

別表第2（第4条関係）

学系部会の名称	
人文科学系部会 理学系部会 農学系部会 教育学部会 特定領域系部会	社会科学系部会 工学系部会 保健系部会 総合科学系部会
大学共同利用機関部会	

別表第3（第5条関係）

専門部会の名称	
情報学基礎専門部会	計算基盤専門部会
情報学フロンティア専門部会	人間情報学専門部会
環境解析学専門部会	環境保全学専門部会
環境創成学専門部会	デザイン学専門部会
科学教育・教育工学専門部会	生活科学専門部会
科学社会学・科学技術史専門部会	
文化財科学・博物館学専門部会	地理学専門部会
社会・安全システム科学専門部会	人間医工学専門部会
健康・スポーツ科学専門部会	子ども学専門部会
脳科学専門部会	生体分子科学専門部会
地域研究専門部会	ジェンダー専門部会
哲学専門部会	観光学専門部会
芸術学専門部会	言語学専門部会
文学専門部会	
史学専門部会	人文地理学専門部会
文化人類学専門部会	法学専門部会
政治学専門部会	経済学専門部会
経営学専門部会	社会学専門部会
心理学専門部会	教育学専門部会
ナノ・マイクロ科学専門部会	
応用物理学専門部会	量子ビーム科学専門部会
計算科学専門部会	
数学専門部会	天文学専門部会
物理学専門部会	地球惑星科学専門部会
プラズマ科学専門部会	基礎化学専門部会
複合化学専門部会	
材料化学専門部会	機械工学専門部会
電気電子工学専門部会	
土木工学専門部会	建築学専門部会
材料工学専門部会	
プロセス・化学工学専門部会	総合工学専門部会
神経科学専門部会	
実験動物学専門部会	腫瘍学専門部会
ゲノム科学専門部会	
生物資源保全学専門部会	生物科学専門部会
基礎生物学専門部会	
人類学専門部会	生産環境農学専門部会
農芸化学専門部会	
森林圏科学専門部会	水圏応用科学専門部会
社会経済農学専門部会	
農業工学専門部会	動物生命科学専門部会
境界農学専門部会	
薬学専門部会	基礎医学専門部会
境界医学専門部会	社会医学専門部会
内科系臨床医学専門部会	外科系臨床医学専門部会
歯学専門部会	
看護学専門部会	

国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの設置について要項（案）

平成 27 年 9 月 11 日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 平成 年 月 日

国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の下に、独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、ワーキンググループを以下のとおり設置する。

1 目的

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況及び第3期中期目標期間教育研究の状況の評価方法の検討を行い、その結果を委員会の審議に供する。

2 構成員等

- ワーキンググループは、委員長が指名する委員及び専門委員により構成する。
- ワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査は委員長が指名し、主査代理は主査が指名する。

3 議事

- ワーキンググループは、主査が招集し、議長となる。
- ワーキンググループは、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 会議の扱い

- ワーキンググループは、非公開とする。

5 設置期間

平成29年6月末日までとする。

国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会~~の設置について~~

要項（案）

平成 27 年 9 月 11 日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 平成 年 月 日

国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、独立行政法人大学~~評価改革支援~~・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定及び「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」の決定に基づき、専門委員選考委員会を以下のとおり設置する。

1 目的

専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 構成員等

① 選考委員会の委員の選出等

- 選考委員会の委員については、評価委員会委員及び機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）の中から、評価委員会の委員長が指名する。

また、評価委員会の委員長が必要と認めた場合、上記以外の者若干名を委員として加えることができる。

- 選考委員会には委員長を置き、評価委員会の委員長が指名する。

② 選考手続き

- 選考委員会では、専門委員候補者の選考を行い、その結果を評価委員会に報告するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

3 議事

- 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 選考委員会は、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 会議の扱い

- 選考委員会は、非公開とする。

5 設置期間

平成29年6月末日までとする。

独立行政法人大学~~評価~~改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会
~~細則~~運営内規第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について（申合
せ）（案）

平成19年3月26日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成 年 月 日

独立行政法人大学~~評価~~改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会~~細則~~運営内規
（以下「~~細則~~内規」という。）第11条の規定に基づき、~~細則~~内規第9条に規定する自己の関
係する大学等の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学等に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職
していた場合
- 二 評価対象大学等に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職
していた場合
- 三 評価対象大学等に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職
していた場合
- 四 評価対象大学等の教育研究及び経営に関する重要事項を審議する、教育研究評議会
及び経営協議会に参画（参画予定を含む。）し、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学等を本務として所属する場合をいい、兼任とは、
他の大学等又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（申合せ）（案）

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成 年 月 日

国立大学教育研究評価委員会専門委員（以下「専門委員」という。）については、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、大学関係団体、認証評価機関、学協会、その他団体等から広く推薦を求める。その上で、国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、被推薦者の中から専門的見地に基づいて専門委員候補者を選考し、独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）運営委員会の意見を聴いた上で機構長が専門委員を委嘱する。

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び機構の教員その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

大学・地域・性別等に偏りがないように配慮する。

3. 選考方法

- 1) 専門委員の選考に際しては、次の推薦依頼団体から広く推薦を求める。

なお、各推薦依頼団体からの専門委員候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて、専門委員選考委員会委員自らが専門委員選考委員会に専門委員候補者を推薦できる。

(1) 推薦依頼団体

①大学関係団体

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。

②認証評価機関

【候補者要件】

大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。

③学協会

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を有する者であること。

④その他団体等

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有する者であること。

(2) 推薦依頼

- ① 教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各推薦依頼団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。
- ② 推薦に当たっては、専門委員としての適任性を判断する参考資料として、被推薦者の学歴、職歴、受賞歴、評価活動の実績等を記載した略歴書及び研究上の業績（主要な著書・学術論文）を記載した書類を求める。

2) 専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- ① 選考委員会委員の選出等
 - ・ 選考委員会委員については、評価委員会委員及び機構の教員の中から、評価委員会委員長が指名する。
また、評価委員会委員長が必要と認めた場合、上記以外の者若干名を選考委員会委員として加えることができる。
 - ・ 選考委員会には委員長を置き、評価委員会委員長が指名する。
- ② 選考手続き
選考委員会では、本方針に基づき専門委員候補者の選考を行い、その結果を評価委員会に報告する。
なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の
会議の公開について（申合せ）（案）

平成 16 年 9 月 3 日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 平成 年 月 日

独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

（趣旨）

- 1 独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の手続きその他委員会の会議公開に関し必要な事項は、この申し合せの定めるところによる。

（会議の公開）

- 2 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 委員長が、国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
 - 二 その他委員長が必要と認める場合

（会議の傍聴）

- 3 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、独立行政法人大学評価改革支援・学位授与機構評価事業部評価企画課に申し出て、許可を得るものとする。ただし、傍聴人は、当分の間、次に掲げるものとする。
 - 一 一般社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者
 - 二 公益社団法人専門新聞協会に加盟する各社の記者
 - 三 一般社団法人日本雑誌協会に加盟する各社の記者
 - 四 公益社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者
 - 五 各委員に随行する者
 - 六 その他委員長が認める者
- 4 前項の許可を得た者は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

- 5 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 6 委員会の会議資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない。

（議事録の公開）

- 7 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、国立大学等の具体的な評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがある部分についてはこの限りではない。

評価実施要項(改訂案)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価

平成24年6月

平成25年6月改訂

平成26年7月改訂

平成27年3月改訂

平成 年 月改訂

独立行政法人

大学評価改革支援・学位授与機構

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法（平成15年法律第112号）~~第35条により準用される独立行政法~~
~~大通則法（平成11年法律第103号）第34条第1項~~第31条の2第1項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学~~評価改革~~
~~支援~~・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。（同法第~~34~~31条の3第~~2~~1項）

機構は、法人評価委員会からの第2期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成23年10月27日付け）を踏まえ、第2期中期目標期間終了後の平成28年度にこれを実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学~~評価改革~~支援・学位授与機構法第16条第2項）

機構が行う教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。

さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。

この実施要項は、機構が行う教育研究評価について、その基本方針、実施体制、プロセス、方法等を説明したものであり、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載します。

なお、機構が行う教育研究評価は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」に基づき実施します。機構は、「実績報告書作成要領」を順次作成し、国立大学法人等へ配布、公表します。

※ 「評価実施要項」の以下の頁、及び「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、「第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A」について、同様の改訂を実施。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（抄）

平成16年4月1日

規則第1号

最終改正 平成28年3月31日

第6章 評価委員会等

（国立大学教育研究評価委員会）

第17条 機構に、国立大学法人法（平成15年法律112号）第31条の3第1項の規定による国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学等の評価について審議する国立大学教育研究評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し必要な事項を定めるについては、国立大学教育研究評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 国立大学教育研究評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。

4 国立大学教育研究評価委員会に、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他国立大学教育研究評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第12号

最終改正 平成28年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（以下「運営規則」という。）第17条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第17条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第17条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月19日）

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、平成19年度末日までに任命する委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年6月末日までとする。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日）

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における規則等の基準に関する規則

平成28年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）における規則等の種類及び形式等については、他に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(規則等の種類)

第2条 規則等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 規則

二 細則

2 前項に定めるもののほか、機構長は、規則及び細則に定めのない事項について、必要に応じて内規等を定めることができるものとする。

3 機構に置かれる各会議等は、規則及び細則に定めのない事項について、当該所掌事項の運用に関し、申合せ及び内規等を定めることができるものとする。

(内規等の種類)

第3条 内規等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内規

二 要項

三 要領

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて他の名称を付することができるものとする。

(用語の定義)

第4条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 「規則」とは、機構の管理運営に関する事項について、機構長が定めるものをいう。

二 「細則」とは、規則を実施するため必要な事項について、機構長が定めるものをいう。

三 「内規」とは、内部的な規律及び事務執行上の手続き等について定めるものをいう。

四 「要項」とは、事務的な細目事項について定めるもの若しくは臨時的な業務又は事務の実施のために必要な事項について定めるものをいう。

五 「要領」とは、業務を処理する方法・手段について定めるものをいう。

六 「申合せ」とは、委員会等が当該所掌事項の運用について申し合わせるものをいう。

(形式)

第5条 規則及び細則の形式は、原則として法令の形式に準ずるものとする。

2 内規等は、任意の構成及び形式とすることができるものとする。

(名称)

第6条 機構の規則及び細則の名称には、原則として「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」を付するものとする。

(規則等の番号)

第7条 規則及び細則には、その種類及び年度ごとに、一連の番号を付するものとする。

(周知)

第8条 規則等の制定及び改廃については、掲示、回覧その他の方法により、機構内に周知するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。